

## 賠償対象となる田畑について

## 1. 賠償させていただく田畑の定義

- ・田：用水を利用して耕作\*している土地
- ・畑：用水を利用せずに耕作\*している土地

\*耕作：土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること。本件事故発生日時点で耕作されていた土地のほか、過去に耕作されており、現在は耕作されていなくてもいつでも耕作再開できる状態の土地（休耕田等）も賠償の対象に含む。

## &lt;対象資産の具体例&gt;

対象資産	具体例
田	水田、蓮田 など
畑	野菜畑、果樹園、茶園、たばこ畑 など

## 2. 賠償させていただく田畑の確認方法

当社にお送りいただいた固定資産課税情報を確認し、以下の課税地目を田畑として賠償させていただきます。

## &lt;課税地目の対象一覧&gt;

対象資産の分類	課税地目	課税地目の説明
田	田 一般田	農地転用許可を受けていない一般的な田
	介在田 宅地介在田	
	田介在	農地転用許可を受けているが未転用の田
	畑 一般畑	
畑	介在畑 宅地介在畑	農地転用許可を受けているが、未転用の畑
	畑介在	

なお、固定資産課税情報（課税地目）では確認できない場合でも、代替の証明書類（農地基本台帳、耕作証明書、水稻生産実施計画書）の提出や現地調査の実施により、対象資産を確認させていただきます。

以 上